

千葉県告示第7号

千葉市民会館設置管理条例（昭和48年千葉県条例第7号）第16条第1項の規定により千葉市民会館の指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年1月7日

千葉市長 神谷俊一

1 施設の名称

千葉市民会館

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

公益財団法人千葉県文化振興財団

理事長 宍倉 和美

千葉市中央区中央2丁目5番1号

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで